

大野市U・Iターン移住就職等支援金（全国型）交付要綱

（令和３年３月３１日告示第１９２号）

（趣旨）

第１条 この要綱は、福井県が実施するU・Iターン移住就職等支援事業（全国型）の一環として、大野市への移住定住を促進することを目的として、予算の範囲内で交付する大野市U・Iターン移住就職等支援金（全国型）（以下「移住支援金」という。）を交付することに関して、大野市補助金等交付規則（昭和５７年規則第３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）市内企業 市内に主たる事業所を有する事業者をいう。
- （２）県内企業 県内に主たる事業所を有する事業者（市内企業を除く。）をいう。
- （３）新規卒業者 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校並びに専修学校、防衛大学校、防衛医科大学校、航空保安大学校、気象大学校、海上保安大学校、水産大学校、職業能力開発総合大学校及び国立看護大学校を卒業した翌年度当初に就業する者をいう。
- （４）小規模企業者 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第５項に規定する小規模企業者をいう。
- （５）人材確保企業等 福井県が定める福井県人手不足業就職チャレンジ応援事業奨励金支給要綱（令和５年５月２２日施行）において人材不足業として規定する企業又は大野市働く人にやさしい企業若しくは大野市子育て世代にやさしい企業として認定がある企業をいう。
- （６）テレワーク就業 企業に正規雇用されている者が、当該企業における１か月の勤務時間のうち過半以上を当該企業に出勤しないで勤務することをいう。
- （７）子育て世帯 ２人以上の世帯のうち、移住支援金の交付を申請する日において、父又は母と満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が生計を一にし、同居している世帯をいう。
- （８）引越し費用 引越し業者又は運送業者へ支払った実費をいう。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本条第2項の要件を満たし、第3項又は第4項の要件のいずれかに該当するものとする。なお、2人以上の世帯の申請をする場合にあっては、第5項の要件を満たすものとする（各世帯につき1人とする。）。

2 移住等に関する要件として、次の各号の全てに該当すること。

- (1) 住民票を大野市へ移す直前の住所（以下「移住元」という。）が、連続して3年以上福井県外にあること。
- (2) 移住支援金の申請日から3年以上、継続して大野市に居住する意思を有していること。
- (3) 令和3年4月1日以降に、大野市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき大野市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を大野市に置くこと。以下同じ。）したこと。
- (4) 移住支援金の申請時において、転入後3月以上15月以内であること。ただし、本条第3項第2号に該当する場合を除く。
- (5) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (6) 「大野市U・Iターン移住就職等支援金（東京圏型）交付要綱（令和元年告示第153号。以下「要綱」という。）」の要件に該当していないこと。
- (7) 過去に要綱の交付決定を受け、又は交付金の返還請求を受けていないこと。
- (8) 大野市税の滞納がないこと。
- (9) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (10) その他、大野市が移住支援金の交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

3 就業に関する要件として、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職し、当該法人に、移住支援金の申請日から1年以上、継続して勤務する意思を有している者。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 大野市への転入が転勤、出向、出張、研修等による一時的な勤務地の変更である場合

イ 新規卒業者である場合

ウ 官公庁、公立学校その他公的機関への就業である場合

エ 3親等以内の親族が代表者又は取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業である場合。ただし、小規模企業者を除く。

(2) 県内地方自治体の認める者の実施する農林水産業に係る長期研修を受講するために移住し、長期研修後に福井県内で農林水産業に就業している者

(3) テレワーク就業をしている者

4 起業に関する要件として、次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 福井県が実施する起業支援事業に係る交付決定を受けてから1年以内であること。

(2) 前号以外の者で公的証明書又はその写しが取得できること。

5 2人以上の世帯に関する要件として、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、本条第2項第3号から第10号に該当すること。

(移住支援金の額等)

第4条 移住支援金の交付対象者の区分、細区分、移住支援金の額、加算額は、別表のとおりとする。ただし、引越し費用に係る他の大野市の補助金の交付を受けている場合又は受ける予定がある場合は、加算額を交付しない。

2 加算額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請及び実績報告)

第5条 申請者は、大野市U・Iターン移住就職等支援金（全国型）交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓書兼同意書（様式第1号の2）

(2) 写真付き身分証の写し

- (3) 移住者の本籍が本市である場合はその者の戸籍の附票、移住者の本籍が本市でない場合は移住元の住民票除票（３年以上福井県外に居住していたことが分かるもの）
- (4) 移住者全員分の移住後の住民票謄本
- (5) 申請者が外国人である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するものの写し
- (6) 申請者が第３条第３項の就業に関する要件を満たす者である場合は、就業証明書（様式第２号）
- (7) 就業先が「３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている小規模企業者」又は「親族が経営する農業経営体」の場合は、就業先が要件を満たすことがわかる書類の写し（青色申告書、家族経営協定書等）
- (8) 第３条第３項第２号に該当する場合はそれを証する書類の写し
- (9) 申請者が第３条第４項の起業に関する要件を満たす者である場合は、公的証明書又はその写し（福井型スタートアップ創出支援事業交付決定通知書、登記事項証明書、開業届等）
- (10) 引越しに要した経費に係る領収書の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定の通知）

第６条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、必要な条件を付して大野市Ｕ・Ｉターン移住就職等支援金（全国型）交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（移住支援金の請求）

第７条 前条の規定により交付決定を受けた申請者が移住支援金の交付を受けようとするときは、大野市Ｕ・Ｉターン移住就職等支援金（全国型）交付請求書（様式第４号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定通知書の再交付）

第８条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、大野市Ｕ・Ｉターン移住就職等支援金（全国型）交付決定通知書再交付申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第 9 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、大野市 U・I ターン移住就職等支援金（全国型）交付決定通知書〔再交付〕（様式第 6 号）を申請者に交付する。

(報告及び立入検査)

第 10 条 大野市及び福井県は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、報告及び立入検査を求めることができる。

(移住支援金の返還)

第 11 条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を命じることができる。ただし、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めるときは、移住支援金の返還を免除することができる。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金を交付した日から 1 年以内に大野市から転出した場合

ウ 福井県が実施する起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

ア 移住支援金を交付した日から 3 年以内に大野市から転出した場合

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、大野市と福井県が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 この要綱の規定によりなされた移住支援金の交付決定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和 4 年告示第 86 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年告示第 129 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 6 年告示第 1 2 2 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 1 0 5 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

対象者の区分	細区分	移住支援金の額	加算額
(1) 市内に居住する者で、市内企業に就業し、又は市内で起業した者	単身者	150,000円	引越しに要した経費の1／2以内 上限50,000円
			人材確保企業等に就業した場合 100,000円
	2人以上の世帯	200,000円	引越しに要した経費の1／2以内 上限50,000円
			人材確保企業等に就業した場合 100,000円
	子育て世帯	200,000円	引越しに要した経費の1／2以内 上限100,000円
			人材確保企業等に就業した場合 100,000円
			18歳未満の子一人につき 300,000円 上限900,000円
(2) 市内に居住する者で、県内企業に就業し、又は市外で起業した者及びテレワーク就業した者	単身者	50,000円	—
	複数世帯	100,000円	—
	子育て世帯	100,000円	引越しに要した経費の1／2以内 上限50,000円
			18歳未満の子一人につき 150,000円 上限450,000円